

農産物直売所等活動継続支援補助金

1 農産物直売所等活動継続支援補助金とは？

新型コロナウイルス感染症防止策を講じながら、活動継続に取り組む**農産物直売所等**に対する支援です。

「農産物直売所等」とは、自ら生産した農林水産物（構成員が生産した農林水産物やその加工品を含む）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売するために開設した施設や場所 及び 農林漁業従事者から委託を受けた農林水産物等を販売するために開設した施設や場所をいいます。ただし、無人販売所、移動販売、インターネットのみの販売は除きます。

2 支援金

上限 20万円

※1事業者1申請のみ

3 申請期間

令和2年10月1日(木)～令和2年12月25日(金)

※ 申請は取組み終了後になります。

※当日消印有効

※ 申請方法は裏面でご確認ください。

4 対象事業

令和2年3月1日以降に開始し、令和2年12月25日までに完了する事業

- 新たな生活様式に対応する取組み（インターネット販売、ダイレクトメール作成等）
- 感染症防止のための器具・備品の購入や施設の整備等

5 対象要件

下記の(1)～(7)までの要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 市内に所在する農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、出荷組合、農林漁業者等が管理運営する農産物直売所等であること。
- (2) 月1回以上、農産物直売所等を開設していること。
- (3) 申請日の1年以上前から開設実績があり、申請日以降も継続して開設すること。
- (4) 主として、市内産の農林水産物やその加工品を販売していること。
- (5) 申請時に、出荷者の過半数が市内に在住していること。
- (6) 市税に滞納がないこと。
- (7) 市が定める暴力団排除等に関する事項に該当しないこと。

まずはご相談
ください

6 申請方法

感染症拡大防止のため、申請は**郵送**にて受け付けます。

申請書等は、周南市ホームページからダウンロードできます。また、本庁・各総合支所・各支所にもあります。

郵送先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市 産業振興部 農林課 あて Eメール：norin@city.shunan.lg.jp

「周南市農林漁業者コロナ対策支援金」専用ダイヤル0834-22-8832（平日9時～17時）